

子ども・子育て会議	
資料 No. 7	H26, 07, 30

木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

□考え方

改正後の児童福祉法第34条の8の2が条例に委任しているのは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営についての基準であることから、題名は、「木津川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」とします。

□考え方

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）による児童福祉法の改正により、児童福祉法に第34条の8の2が追加され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされました。

○現に市町村自身が放課後児童健全育成事業を行っている場合には、事業の実施主体としての立場で放課後児童健全育成事業の実施に関する条例を制定していますが、今回の条例は、実施主体にかかわらず放課後児童健全育成事業を行う者が遵守しなければならない基準を定めるもので、先述の条例とは性質が異なる別の条例となります。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」）

という。) 第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

□考え方（第1条）

本条は、条例の趣旨を定めるものです。委任を受けて条例を定める場合の趣旨規定としては、その根拠及び委任された事項を明示するのが通常です。

今回条例で定めることとされた放課後児童健全育成事業の基準は、児童福祉法の委任を受けて定めるものですので、条例で使用する用語は、児童福祉法の用語に合わせます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- (2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

□考え方（第2条）

本条は、条例における用語の定義を定めるものです。

基準省令では、法で定義された文言は下位法令においてそのまま用いることができるため、定義規定を置いていませんが、本市条例では、法律と条例の体系の違いを踏まえ、定義規定を設けています。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」

という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

□考え方（第3条・第4条）

基準省令第2条から第4条までに定められている内容は、改正後の児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準そのものではないので、条例では定めないことも考えられます。ただし、基準省令第2条については、この条例で定める基準の原則を明記するものであり、規定しておいた方がよいと考えます。

□考え方（第3条）

「市」と「市長」の使い分けについては、基準省令における使い分けに倣っています。基準の向上について定める2項中の「市」については、基準は条例で定めるものなので、条例の制定主体でない「市長」とすることは適當ではありません。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
- 3 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

□考え方（第4条）

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業を行う者ですから、具体的には、事業を行う市町村と、改正後の児童福祉法第34条の8第2項の届出を行った国、都道府県及び市町村以外の事業者を指すことになります。

市として放課後児童健全育成事業を行っている場合、運営形態が直営であるか委託であるかを問わず、市が放課後児童健全育成事業者となります。指導員業務を受託するNPO法人やシルバー人材センターは、業務受託者に過ぎず、条例で定める基準を遵守する義務は、放課後児童健全育成事業者である市が負うことになります（この場合、市は、委託者として受託者に基準を遵守して事業を行うよう契約上の措置や必要な指導を行うことになります。）。

条例中「市」とあるのは、事業の監督者としての市であり、事業の実施者としての市（「放課後児童健全育成事業者」）とは区別されます。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなけれ

ばならない。

- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

□考え方（第5条～第21条）

第5条から第21条までの規定は、改正後の児童福祉法第34条の8の2により条例に委任された基準を定めるものです。

「放課後児童健全育成事業の一般原則」、「放課後児童健全育成事業者と非常災害対策」、「放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件」、「放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等」、「設備の基準」、「職員」、「利用者を平等に取り扱う原則」、「虐待等の禁止」、「衛生管理等」、「運営規程」、「放課後児童健全育成事業者が備える帳簿」、「秘密保持等」、「苦情への対応」、「開所時間及び日数」、「保護者との連絡」、「関係機関との連携」、「事故発生時の対応」について基準を定めています。

基準の内容は、基準省令のとおりとしています。

□考え方（第5条）

本条では、放課後児童健全育成事業に求められる一般原則として、①放課後児童健全育成事業における支援は、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的に行わなければならないこと（第1項）、②児童の人権に配慮し、人格を尊重して事業運営を行わなければならないこと（第2項）、③地域社会との交流・連携を図り、保護者や地域社会に事業の運営内容を適切に説明するよう努めること（第3項）、④事業の運営内容について

自己評価を行い、結果を公表すること（第4項）、⑤事業の実施場所は、児童の保健衛生や危害防止に十分な考慮を払うこと（第5項）を定めています。

本条第1項の「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」は、改正後の児童福祉法第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業の定義と同じ表現です。同項は現状「小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童・・・」となっており、改正により事業の対象が小学校6年生まで拡大されますが、これは、個々の放課後児童健全育成事業所に対して6年生までの受入れを義務化したものではありません。したがって、「小学校に就学している児童・・・」と規定しても、6年生までの受入れを義務化したものとは解されません。

□考え方（第5条）

「放課後児童健全育成事業」を「放課後児童クラブ」とすると、放課後児童健全育成事業の利用＝施設の利用というニュアンスが出てしまします。放課後児童健全育成事業は、学校の余裕教室や一部を利用して行う場合も多いため、放課後児童健全育成事業を提供する施設ではなく、放課後児童健全育成事業が行われる場所というニュアンスが伝わる言葉とするのが望ましいと考えます。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

□考え方（第7条）

「利用者の支援に従事する職員」は、「放課後児童支援員」と「補助員」の両者を指します。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

□考え方（第8条）

第8条中の「職員」は、放課後児童健全育成事業に従事する職員を指すと解されますから、行政事務に従事する市の職員一般はこれに含まれず、児童クラブ指導員はこれに含まれると考えます。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

□考え方（第9条）

本条では、事業所の設備基準として、①遊び及び生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないこと（第1項）、②専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65m²以上でなければならないこと（第2項）、③専用区画等は、衛生・安全が確保されたものでなければならず、事業所の開所時間帯を通じ事業を利用する児童が専用利用できるものでなければならないこと（第3項・第4項）を定めています。

基準の検討に当たっては、事業所の専用区画は、児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、児童が事業の実施時間帯を通じ専用で利用できる部屋又はスペースと捉えることが適當とされていること、面積基準については、現行の放課後児童クラブガイドラインでも同様の基準が定められているものの、児童1人当たり1.65m²を満たしていない事業所が全国で約25%あり、全体的な質の底上げを図りつつも、そのような事業所が今後着実に質の改善に向けた努力を積み重ねて行けるようにとのことで定められた基準必要です。

また、面積算定の基礎となる児童数は、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する児童の平均利用人数を加えた数で捉えることが適當とされています。

□考え方（第9条）

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）とは、基準省令の解釈通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成26年5月30日雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）では、次のように説明されています。

「専用区画」とは、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいい、「区画」とは、部屋又は間仕切り等で区切られたスペースをいうものである。ここでの「遊び及び生活の場」とは、児童にとって安心・安全であり、静かに過ごせる場をいうものであり、体育館など、体を動かす遊びや活動を行う場とは区分すること。

なお、「専用区画」に静養スペースがなく、別の部屋に設置されている場合でも、「静養するための機能」を備えていると取り扱って差し支えないが、例えば、静養が必要な利用者がいる場合にのみ保健室を開放するような場合に、当該保健室の面積を専用区画の面積の算定の基礎に含めるることは適当でない。

専用区画は、利用者の生活の場としての機能が十分に確保される場所であることが必要であるため、事務室、便所等は含まない。

□考え方（第9条）

基準省令の解釈通知「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成26年5月30日雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）においても「おおむね」の解釈は示されていませんので、各市町村の判断ということになります。

[参考]

①農住組合法第60条第2号

「おおむね」とは2割の範囲内で運用されたい。

②農住組合法施行令第 13 条

住宅・宅地の供給が行われる場合には、2割の範囲内で規模要件を満たすことができるものとして運用されたい。

③大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 17 条第 2 項

「おおむね」とは、30 に対して 1 割程度のことである。

④都市再開発法第 3 条第 2 号

「おおむね」は、一割程度をいう。

(職員)

第 10 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに 2 人以上とする。ただし、その 1 人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第 5 項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）

若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第 9 号において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したも

の

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事して

いる場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

□考え方（第10条）

本条では、職員の配置基準及びその資格要件として、①事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないこと（第1項）、②放課後児童支援員の数は、おおむね40人を一の単位とする支援の単位ごとに2人（専従とし、うち1人は放課後児童支援員でない補助者でも可）とすること（第2項・第4項）、③利用者が20人未満の小規模事業所にあっては、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、放課後児童支援員1人を除き、専従職員でなくとも可とすること（第5項）、放課後児童支援員は一定の資格を有する者で都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないこと（第3項）を定めています。

放課後児童支援員の資格については、児童厚生施設に置かれる「児童の遊びを指導する者」と同様の資格要件とすることを基本としていますが、保護者が昼間家庭にいない児童を対象として適切な遊び及び生活の場を与える放課後児童健全育成事業と、児童厚生施設とでは、児童との関わり方の観点等から求められる知識や職務の内容が異なるため、「保育士の資格を有する者」といった一定の資格を満たすほか、基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完するための研修を制度化することが適当とされています。

なお、この研修修了要件については、附則第2項において経過措置が定められています。

※児童数の考え方

放課後児童健全育成事業は、毎日利用する児童と週のうち何日かを利用する児童との双方が考えられる事業であることから、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち何日かを利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加え

た数で捉えることが適當とされています。

※支援の単位の規模の考え方

支援の単位の規模については、児童の情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、どの程度の人数規模が望ましいのかという「子どもの視点」が重要であり、児童が相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、職員が個々の児童と信頼関係を築いたりするという観点では、おおむね40人までが適當と考えられるとされています。このため、児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適當とされています。児童数がおおむね40人を超える事業所については、複数の事業所に分割して運営することや、分割して運営する方法により難い場合には、児童の安全を確保できる体制の下で、地域の実情に応じて1つの事業所の中で複数の児童の集団に分けて対応するよう努めることとされています。

□考え方（第10条）

おおむね40人以下とした基準の在り方として、「おおむね」を付しているということは、厳格な基準ではなく、多少幅のある基準、目安としての基準、ということになるかと思います。「おおむね40人以下」という基準であれば、個々のケースによって判断基準も変わってくるとは思いますが、40人を若干超過するくらいであれば基準の範囲内と判断される可能性が高いと考えます。

□考え方（第10条）

「利用者の支援に従事する職員」は、「放課後児童支援員」と「補助員」の両者を指します。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的

身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他事業の運営に関する重要事項

□考え方（第14条）

基準条例は、事業の監督者の立場で、全ての事業者が事業を行う上で遵守しなければならない基準を定めるものです。

個々の事業所の事業の目的、実施場所等は、事業の実施者の立場で定めるものであるため、性格の違いから、基準条例に盛り込むことは適当ではありません。

（放課後児童健全育成事業者が備える帳簿）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

□考え方

放課後児童健全育成事業の場合、事業を行う場所に事業者の事務所が置かれていないため、「所」ではなく「者」としています。

（秘密保持等）

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない

い。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

□考え方（第17条）

第2項については、市が自らを指導するというのは現実的にはありえないことから、放課後児童健全育成事業者が市である場合には実質的に適用のない規定になります。

（開所時間及び日数）

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

□考え方（第18条）

本条では、事業所の開所時間及び日数の基準として、①開所時間及び日数は、事業者が保護者の就労状況や地域の実情等を考慮し、事業所ごとに定めること、②開所時間は、小学校の休業日は1日8時間、休業日以外の日は1日3時間を原則とすること、③開所日数は、1年につき250日以上を原則とすることを定めています。

②、③の数値基準は、現状の実態や国庫補助基準等を参考に定められていますが、開所時間及び日数は、地域の実情に応じてその在り方を考えるべきものとされています。

（保護者との連絡）

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

（事故発生時の対応）

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならぬ。

（暴力団の排除）

第22条 放課後児童健全育成事業者は、木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号。以下この条において「暴力団排除条例」

という。) 第3条に規定する基本理念にのっとり、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 放課後児童健全育成事業者及び放課後児童健全育成事業に従事する職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

□考え方（第22条）

本章では、府省令では規定のない本市独自の基準を定めています。

第22条では、事業者等は暴力団であってはならないことを規定しています。木津川市暴力団排除条例に「市の責務」として定められている「暴力団の排除に関する施策」の推進を図るもので

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

□考え方（附則第1項）

この条例は、法の委任を受けて基準を定めるもので、その施行期日は、委任の根拠規定の施行日、すなわち、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）の施行日とするのが適当です。

（設備の基準に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（以下「既存事業所」という。）については、施行日から平成32年3月31日までの間、第9条第2項の規定は、適用しないことができる。

（職員に関する経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

□考え方（附則第3項）

本条は、放課後児童支援員の資格要件に関する経過措置を定めるものです。

内容は、基準省令のとおりであり、放課後児童指導員について、第10条第3項は都道府県知事が行う研修を修了していることを要件としているところ、平成32年3月31日までの間は研修修了を予定していれば足りることとしています。

（一の支援の単位を構成する児童の数に関する経過措置）

4 既存事業所については、施行日から平成32年3月31日までの間、第10条第4項（一の支援の単位を構成する児童の数に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。